

# 東奥保育・福祉専門学院

## 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

| 大学名        | 東奥保育・福祉専門学院   |      |                     | 設置者名   | 学校法人 東奥学園                |         |     |            |
|------------|---|------|---------------------|--------|--------------------------|---------|-----|------------|
| 学部・学科等の名称等 |   |      | 認定を受けている免許状の種類・認定年度 |        | 免許状取得状況・就職状況<br>(平成26年度) |         |     |            |
| 学部         | 学科等   | 入学定員 | 免許状の種類              | 認定年度   | 卒業者数                     | 免許状取得者数 |     | 教員<br>就職者数 |
|            |   |      |                     |        |                          | 実数      | 個別  |            |
|            | 保育科   | 50人  | 幼二種免                | 昭和43年度 | 39人                      | 39人     | 39人 | 2人         |
| 入学定員合計     |   | 50人  | 合計                  |        | 39人                      | 39人     | 39人 | 2人         |
| 備考         | ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。<br>・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。 |      |                     |        |                          |         |     |            |

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成27年6月26日（金）

実地視察大学：東奥保育・福祉専門学院

実地視察委員：渋谷治美委員，和泉研二委員

### 【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等について，教育職員免許法施行規則及び教職課程指定基準等を満たしていない点があるので，制度を理解の上，速やかに是正すること。
- 教員配置及び科目のあり方等について，指導大学である弘前大学の指導のもと，教員養成の水準の維持・向上に努めること。
- 学院としての理念を，教員養成に対する理念・構想に示して，具体化・具現化するために，学院長を長とする，教職カリキュラム委員会（仮）を組織すること。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教職課程に対する教育課程及び教員組織を充実させていただきたい。
- 教職課程は，教員免許状という資格を授与するための課程であることに鑑み，授業内容の扱いについて，個々の教員に委ねるのではなく，教職に関する全校組織で定められた教育課程の編成方針のもと，その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みを速やかに構築することが必要である。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目），履修方法及びシラバスの状況

- 内容が重複したシラバスも見受けられるため，上記の全校的組織において，カリキュラム全体を系統的に見直すこと。
- 一部科目において，テキスト・参考資料に学習指導要領が含まれていない等の不足が確認されたため，シラバスへ追記し，授業においても使用すること。
- 「教職実践演習」を2年次後期に集中し，より効果的な指導を可能とすること。

#### 3. 教育実習の取組状況

- すべての教育実習先に担当指導教員が巡回指導を行うなど，丁寧な教育実習指導が行われている状況が確認された。引き続き，巡回指導を含め，適切な教育実習指導に努めていただきたい。
- 評価について，個々の教員に委ねるのではなく，教職に関する全校組織で定められた教育課程の編成方針のもと，その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築が必要である。

## 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 教職指導は、履修指導、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるように、教職課程の全期間を通じて、学校が計画的・組織的に指導する必要がある。このことを踏まえ、履修カルテの有効活用を図ること。

## 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 延べ五百数十名の学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等に取り組んでいることが確認された。今後とも十分にボランティア先と連携を取り合いながら、さらに活動を推進していただきたい。

## 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 図書については、十分に整備されているとは言い難いため、教科専門、教育学関連、特別支援に関する図書等の教職関連図書について、配架状況を再度確認し、今後充実に努めていただきたい。
- 運営面でも改善を図り、学生にとってより活用しやすい環境づくりを御検討いただきたい。

## 7. 指導大学（弘前大学）の指導状況

- 指定教員養成機関制度は、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認のもとに運営されることが前提であることから（教育職員免許法施行規則第 27 条第 2 項）、今後は、指導大学である弘前大学と緊密に連携をしながら、教職課程、教員組織、施設・設備等の在り方について検討し、より充実した教員養成を行うこと。

## 8. その他特記事項

- 教職課程に対する全校的組織、教育課程や教員組織が極めて脆弱である。個々の教員も、さらに業績や経験を積むことが必要である。FD（ファカルティ・ディベロップメント）も活用し、組織を中心として、充実した教員養成に取り組んでいただきたい。